

高齢者施設における食事管理体制の整備

－栄養サマリーによる食形態情報の共有－

北多摩西部保健医療圏

実施年度 開始 平成24年度 終了 平成24年度

背景

高齢者施設では日頃から、入所者一人ひとりの摂食・嚥下機能に対応した食事の提供に努めているが、食形態については、各施設において独自の基準を定めているため、同一の名称であっても実際の調理の形態(大きさ、濃度等加工の程度)に大きな差が認められる。この結果、施設や病院間の移動時等に、固有の食形態の名称を指定しても入所者に適した食事が提供されていないのが現状である。このため、食形態の連続性が保てないことによる不利益が、入所者のみならず受け入れ側にも生じていることがわかってきた。

これらの状況を改善するため、保健所では、高齢者施設栄養士連絡会を設置し、統一的な食形態基準を策定して、圏域内での共通化に取り組んでいるところである。

一方、本基準はより多くの施設で活用できるよう、大まかな分類により食形態区分を設定しているため、個人の食事の形状や特徴、食事方法等具体的な情報を把握するには一層の工夫が求められる。このような状況を打破するため、関係者間で入所者の食事や食形態に関する情報が共有できるよう、食に関わる情報を記載する連絡用ツール「きたにし栄養サマリー」を作成することとした。

目標

- 食形態基準を普及する。
- きたにし栄養サマリーを作成する。

事業内容

- (1) 食形態基準の普及
広報、講演会、ホームページ及び所内情報コーナー等の活用、巡回指導等により普及を図った。また、医師会、病院、高齢者施設、社会福祉施設等に活用を依頼するとともに、医療関係者による会議等に参加して周知した。さらに、診療所や地域包括支援センターを通じて地域への普及にも努めた。
- (2) きたにし栄養サマリー及び手引書の検討
高齢者施設栄養士連絡会及びリーダー会議を開催し、きたにし栄養サマリー及び手引書について検討を行った(6月27日、9月6日、10月24日、1月17日)。
また、高齢者施設と病院間、施設間、在宅と病院間等複数の条件でモデル実施を行い、きたにし栄養サマリー案の改善に反映させた(7月～8月)。
- (3) 関係機関に対するヒアリング
配食サービスを行う施設や地域包括支援センター等に対し、在宅療養や栄養管理方法、食形態等に関するヒアリングを行った(6月～11月)。
- (4) 関係職種との交流
介護支援専門員、保健師、訪問管理栄養士を連絡会へ招聘し、在宅療養の現状等について講演を行った。さらに、食形態基準やきたにし栄養サマリーに関する地域での活用方法等について意見交換を行い、連絡会メンバーとの交流を深めた(1月17日)。
- (5) 栄養サマリー活用説明会の開催
関係施設に対し、連絡会メンバーを講師として、活用に関する説明会を開催した(2月28日)。

評価

- (1) 食形態基準の活用ときたにしサマリーの作成
様々な検討を行ったことにより、施設の栄養士の資質の向上が図られ、適切な食事管理体制の実現につなげることができた。
- (2) 高齢者施設間のネットワークの構築
高齢者施設栄養士連絡会やリーダー会議等を開催した結果、施設間や他職種との相互理解が進み、自主的な情報交換や相談等が行われるようになるなど、地域での交流が一層深まった。
今後も、きたにし栄養サマリーを核とした、より緊密な連携が図られることが期待できる。

問い合わせ先

多摩立川保健所 生活環境安全課 保健栄養係
電話 042-524-5171
ファクシミリ 042-528-2777
E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

